



県紋章

# 群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和5年8月14日（月） 第10124号

## 目次

	ページ
<b>告 示</b>	
○道路の区域変更（道路管理課）	2
○道路の供用開始（同）	2
○道路の区域変更（同）	2
○道路の供用開始（同）	3
<b>公 告</b>	
○所在不分明通知（森林保全課）	3
○土地改良区役員の就任の届出（農村整備課）	4
○開発工事の完了（建築課）	4

**■ 告 示**

◎群馬県告示第219号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。  
 なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県太田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年8月14日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
県道	足利伊勢崎線	太田市寺井町891番の2地先から同市天良町59番の47地先まで	前	7.5	4.2
			後	11.4	4.2

◎群馬県告示第220号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。  
 なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県太田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年8月14日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	足利伊勢崎線	太田市寺井町891番の2地先から同市天良町59番の47地先まで	令和5年8月14日

◎群馬県告示第221号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。  
 なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県桐生土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年8月14日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
県道	上藤生大州線	桐生市梅田町五丁目字津久原349番の1地先から同市同字同291番地先まで	前	2.7～10.7	180.0
			後	3.8～13.8	180.0

◎群馬県告示第222号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県桐生土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年8月14日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	上藤生大州線	桐生市梅田町五丁目字津久原349番の1地先から 同市同字同291番地先まで	令和5年8月14日

■ 公 告

森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により、保安林に指定する予定について、その森林の所有者及びその森林に関し登記した権利を有する者に通知をしたところ、次の者の所在が不分明なため、同法第189条の規定により、通知の内容を高崎市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

令和5年8月14日

群馬県知事 山本 一 太

1 保安林予定森林の所在場所及び登記済みの権利者

保安林予定森林の所在場所	登記済みの権利者	備考
高崎市吉井町塩字陣見ヶ入770の1	橋爪晃司	共有林
同	吉田照雄	同
同	森下美ど里	同
同	江原みね	同

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を群馬県環境森林部森林局森林保全課及び高崎市役所に備え置いて縦覧に供する。

保安林指定予定告示 令和5年7月7日群馬県告示第191号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により次のとおり土地改良区役員の就任の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和5年8月14日

群馬県知事 山本 一 太

土地改良区名	理事 監事の 別	区 分	役 員 氏 名	住 所
牛田川除	監 事	新 任	柳澤次男	藤岡市牛田418番地

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、次の開発行為に関する工事が完了した旨を公告する。

令和5年8月14日

群馬県知事 山本 一 太

番号	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
1	渋川市八木原字沖田1426、1434、1435、1436、1430の一部	渋川市中村724番地1 イマナリ株式会社 代表取締役 今成信司
2	邑楽郡大泉町大字寄木戸字壁屋679、680-3	太田市牛沢町1080番地3 株式会社日栄ビル建装 代表取締役 江連康次

毎週火、金曜日発行

発 行 群 馬 県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号  
電話 027-223-1111